

業務委託基本約款

第1条 （目的）

この業務委託基本約款（以下「本約款」という。）は、発注者（以下「甲」という。）が、オープン株式会社（以下「乙」という。）に対して発行し、乙が受領した注文書（以下「注文書」という。）に記載される業務（以下「本業務」という。）の委託に係る個別取引（以下「本件取引」という。）に係る基本的な条件を定めることを目的とする。

第2条 （個別契約の成立）

1. 甲及び乙は、本業務の内容、委託料の金額・支払条件、契約期間その他の必要な条件を協議して決定し、乙は、甲に対して見積書を提出する。
2. 甲は、乙の提出した見積書の内容に基づき注文書を乙に対して提出する。
3. 前項の注文書の提出後、以下の各号のいずれか早い時点で、甲及び乙が本約款を承諾したものと扱い、本件取引に関して注文書及び本約款の規定を内容とする契約（以下「個別契約」という。）が成立する。
 - (1) 乙が注文請書を発行した場合には、当該注文請書を甲が受領した時点
 - (2) 第2項に基づき注文書を発行したことによる甲の発注の意思表示が見積書記載の有効期限内に乙に到達し、かつ、乙がその到達日から5営業日以内に発注に対する諾否の意思表示を行わない場合には、当該期間が経過した時点
 - (3) 甲の発注の意思表示が到達した後、乙が本業務を開始した場合には、その開始時点

第3条 （適用の範囲）

1. 本約款の条項は、個別契約に共通に適用される。ただし、甲乙間で本業務の委託に関する基本契約が締結され、当該基本契約に基づいて締結された個別契約については、本約款の規定は適用されず、当該基本契約の規定が適用されるものとする。
2. 本業務の性質は、準委任に基づく業務とする。
3. 個別契約において本約款と異なる事項を定めたときは、個別契約の規定を優先する。

第4条 （本業務の実施）

1. 乙は、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行する。
2. 乙は、甲の要求により、本業務の進捗状況を報告する。

第5条 （本業務の完了確認）

1. 甲は、乙から提出された提出物につき、遅滞なくその内容を確認し、その結果を5営業日以内（以下「検査期間」という。）に乙に対して通知する。
2. 甲は、乙による本業務の遂行状況が不十分であり、本業務の目的を達成し得ないと判断する場合には、検査期間内に合理的かつ具体的な不合格の理由を示して前項の通知を行わなければならない。
3. 乙は、前項の不合格の通知を受け、本業務の遂行状況が不十分であり、本業務の目的を達成し得ないと合理的に判断されるときは、甲乙協議の上定めた期限内に本業務の修補を行い、甲に提出物を再提出するものとする。
4. 検査期間内に甲から乙に対して通知がない場合（通知に記載されるべき事項（第2項の不合格の理由を含む。）の記載が不十分である場合を含む。）、検査期間経過をもって甲が本業務の完了を確認したものとみなす。
5. 個別契約に提出物が定められていない場合、個別契約に定める本業務の作業期間満了時点で特段の異議がなかったときは、甲による本業務の完了確認がなされたものとする。

第6条 （諸費用）

本業務を遂行する上で発生する交通費、宿泊費等の費用のうち、甲の承諾を得たものについては、甲が負担する。

第7条 （資料等の提供）

1. 甲は、本業務遂行のために必要な資料、器材等（以下「資料等」という。）を適宜乙に貸与又は支給する。
2. 乙は、前項の資料等につき、善良なる管理者の注意をもって取り扱うとともに、かつ本約款及び個別契約に定める自己の義務の履行以外の目的に使用しないものとする。
3. 乙は、甲から提供された資料等を本約款及び個別契約に定める自己の義務の履行のために必要な範囲内で複製・改変することができるものとする。
4. 乙は、甲から提供を受けた資料等が本業務の遂行上不要となったとき、又は個別契約が解除若しくは終了したときは、これらを甲に返還する。

第8条 （再委託）

1. 乙は、本業務の一部又は全部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託することができる。
2. 前項の場合において、乙は再委託先に対し、第12条に規定する秘密保持義務と同等の義務を負担させ、再委託先が行う本業務（甲による再委託先に対する指示により行われたものを除く。）につき責任を負うものとする。

第9条 （知的財産権の帰属）

1. 本業務の過程で生じた著作権は、当該著作を甲が行った場合は甲に、乙が行った場合は乙に、甲乙共同で行った場合は、甲乙協議の上、帰属を決定する。
2. 本業務の遂行の過程で新たに創作されたアイデア、ノウハウ等に関する権利、及び、本業務に関して発明、考案等がなされた場合の特許権及び実用新案権等は、当該アイデア、ノウハウの創作、及び、当該発明、考案等を甲が行った場合は甲に、乙が行った場合には乙に、甲乙共同で行った場合は、甲乙協議の上、帰属を決定するものとする。

第10条 （現場責任者）

乙は本業務を遂行するにあたり、乙の従業員の中から現場責任者を選任し、甲に通知する。

第11条 （使用者責任）

乙は、本業務を担当する乙の従業員の品位の保持に努めるとともに、使用者として法律に規定されたすべての義務を負う。また、乙は、乙の従業員が本約款及び個別契約に定める事項を遵守するよう、指導監督する。

第12条 （秘密保持）

1. 甲及び乙は、個別契約の履行に関して相手から開示された経営上、営業上その他業務上の情報であって、①書面若しくは電子媒体により開示された場合は、開示者が書面等に秘密である旨を明記したもの、又は②口頭若しくは視覚的に開示された場合は、開示者が開示の時点で秘密であることを受領者に通知したうえで開示し、開示後14日以内に秘密情報であることを書面にて通知したもの（以下「秘密情報」という。）について、これらを善良なる管理者の義務をもってその機密を保持するものとする。
2. 前項にかかわらず、次の各号の1つ以上に該当する情報は秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示、提供を受けた際、既に自ら保有し、又は第三者から入手していた情報
 - (2) 開示、提供を受けた際、既に公知であった情報
 - (3) 開示、提供を受けた際、自らの責に帰し得ない事由により公知となった情報
 - (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - (5) 開示、提供を受けた秘密情報とは関係なく、独自に創作・開発した情報
3. 甲及び乙は、開示者の事前の書面による承諾なしに、開示者の秘密情報を第三者に開示・漏洩してはならず、また、本約款及び個別契約に定める義務の履行以外の目的に使用しては

ならないものとする。

4. 甲及び乙は、本業務が完了したとき、又は開示者から返還を求められたときは、直ちに秘密情報及びそのすべての写しを開示者に返還し、又は開示者の承諾を得た上で破棄する。
5. 甲及び乙は、法令等に基づく義務として行政機関、司法機関等から秘密情報の開示を要求された場合、開示者に対して当該開示要求があった旨を速やかに報告した上で、当該行政機関等に対して当該秘密情報を開示することができる。
6. 甲及び乙は、本約款に違反して秘密情報が本約款及び個別契約に定める義務の履行以外の目的のために利用された場合、第三者に開示・漏洩・盗用された場合、又はこれらの恐れが生じた場合、当該事象が判明した時点で直ちにその被害拡大・被害発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、当該事象の発生及びその状況を速やかに開示者に報告する。

第13条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方の契約違反により損害を受けた場合、通常の損害（間接損害、特別損害及び逸失利益を除く。）について、当該損害が発生する原因となった個別契約で定める業務委託料の金額を限度として損害賠償を請求できるものとする。

第14条（契約解除）

1. 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合は、何らかの通知催告を要せず、直ちに個別契約の全部又は一部を解除できるものとする。
 - (1) 支払停止又は支払不能となったとき
 - (2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (3) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき、又は競売申し立てがあったとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申し立てがあったとき
 - (5) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (6) 本約款又は個別契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後30日以内にこれを是正しないとき
2. 前項により個別契約が解除された場合、甲は、当該解除時までの本業務の成果について引渡請求権を有し、乙は、当該解除時まで乙が完了した業務についての業務委託料の支払請求権を有する。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、自己及び自己の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらの者を「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
2. 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と

社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 甲及び乙は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 再委託先が反社会的勢力に該当し、第1項各号のいずれかに該当し、又は前項各号のいずれかの行為を行った場合、乙は、当該再委託先との間の契約を解除する等の適切な措置を執る。
5. 甲及び乙は、相手方が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに個別契約を解除することができるものとする。

第16条（譲渡禁止）

甲及び乙は、予め書面による相手方の承諾がない限り、個別契約により生じた契約上の地位を移転し、又は個別契約により生じた自己の権利義務（債権債務を含む。）の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、若しくは、第三者の担保に供してはならない。

第17条（存続条項）

個別契約の終了にかかわらず、本条、第9条（知的財産権の帰属）、第12条（秘密保持）、第13条（損害賠償）、第14条（契約解除）第2項及び第20条（合意管轄裁判所）の規定は、引き続きその効力を有する。

第18条（本約款の変更）

1. 本約款は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、乙は、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて本約款を変更することができるものとする。この場合、本約款は、変更後の内容によるものとする。
2. 乙が本約款の内容を変更する場合には、事前に乙のウェブサイトへの掲示、電子メールの送信など乙が適切と認める方法で通知をすることにより、甲に連絡したものとする。また、本約款の変更は、当該通知の際に指定する相当な期間を経過した日より効力を生じるものとする。なお、当該変更が、文言の修正等、甲に不利益を与えるものではない軽微なものの場合には、事前の通知を省略することができるものとする。

第19条（協議事項）

本約款及び個別契約に定めのない事項及び本約款及び個別契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本約款及び個別契約の趣旨に従い、両当事者間で誠実に協議の上、これを解決するものとする。

第20条（合意管轄裁判所）

本約款及び個別契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

附則

本約款は、2026年7月1日から適用される。